

死亡届出後の手続きチェックリスト

亡くなられた方についての市役所での主な手続きを確認する際にお使いください。
下記チェックリストの番号を参考に右ページの手続きをご確認ください。

(注) 亡くなった方の住民票および戸籍の記載には一週間程度かかる場合があります。
取得の際にはご注意ください。ご不明な点があれば1階の窓口課へお立ち寄りください。
尚、窓口課の手続きは松原市役所HP【大事なお知らせ】から予約可能です。

区分	亡くなられた方が		詳細
窓口	印鑑登録証を持っている	はい→	1
保険	国民健康保険に加入している	はい→	2・3
年金	70歳未満で国民年金に加入している	はい→	4
	障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金のいずれかを受給している	はい→	5
税	固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している	はい→	6・7
	原動機付自転車を所有している	はい→	8
	125CC超の単車を所有している	はい→	大阪運輸支局 050-5540-2060
	その他軽自動車を所有している	はい→	軽自動車検査協会 050-3816-1842
介護	介護保険証を持っている	はい→	9
障害	身体障害者手帳を持っている	はい→	10
	療育手帳を持っている	はい→	11
	精神障害者保健福祉手帳を持っている	はい→	12
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している	はい→	13
医療	後期高齢者医療被保険者証を持っている	はい→	14
	老人医療証を持っている	はい→	15
	子ども医療証を持っている	はい→	16
	重度障害者医療証を持っている	はい→	17
	ひとり親家庭医療証を持っている	はい→	18
子ども	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している	はい→	19
農地	農地を所有している	はい→	20

主な手続きと必要なもの

※来庁される方はご本人確認書類(運転免許証・保険証等)をご持参ください。

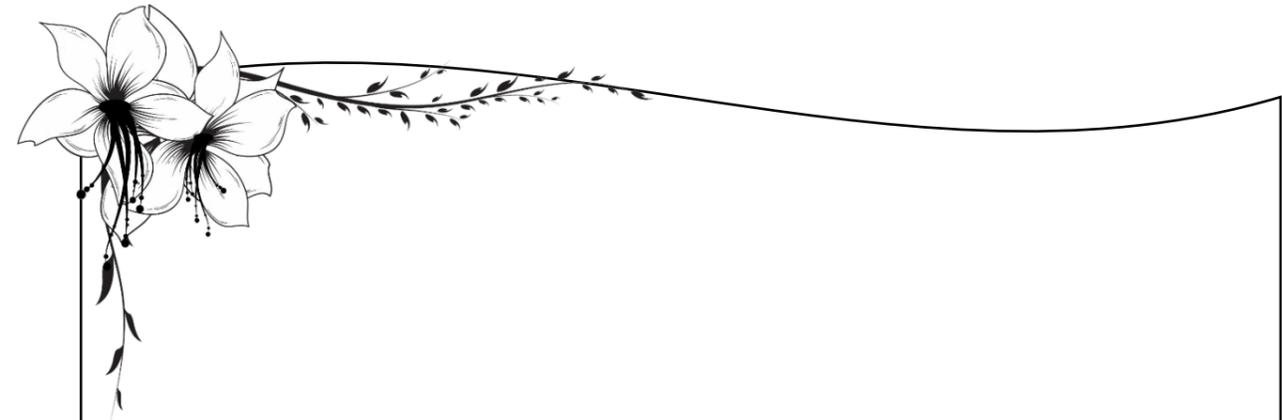
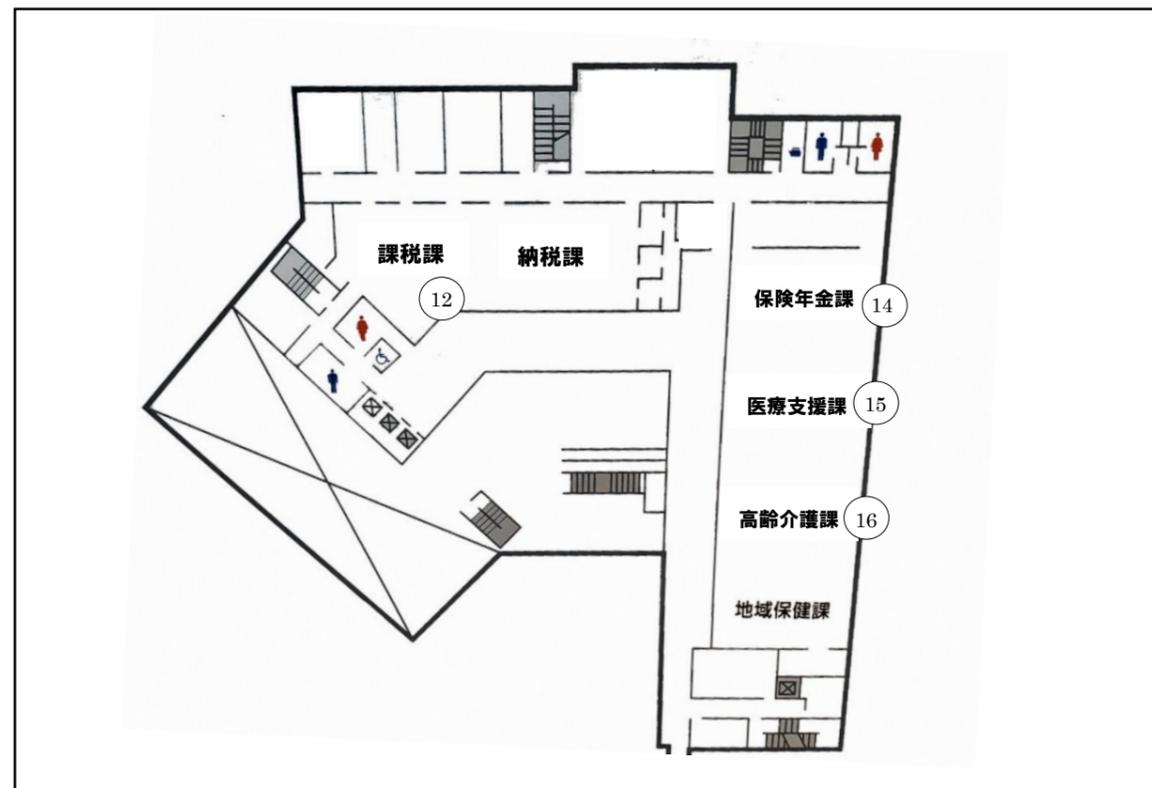
令和3年2月5日現在

区分	番号	手続き	必要なもの	担当窓口
窓口	1	印鑑登録証の返還	印鑑登録証	窓口課 (1階)
保険	2	国民健康保険の脱退	国民健康保険証	保険年金課 (2階14番)
	3	葬祭費の支給申請	・喪主の印鑑 ・喪主の振込口座がわかるもの ・葬儀の領収書または会葬礼状	
年金	4	年金手帳の返還	年金手帳	課税課 (2階12番)
	5	年金証書の返還	年金証書	
税	6	相続人代表者の選任等	被相続人との関係がわかるもの	管轄法務局
	7	相続登記等	詳しくは管轄法務局へ	課税課 (2階12番)
	8	廃車または名義変更	・標識 ・申告済証 ・被相続人との関係がわかるもの	高齡介護課 (2階16番)
介護	9	保険証の返還	・介護保険証 ・負担割合証(お持ちの方) ・負担限度額認定証(お持ちの方)	障害福祉課 (1階10番)
障害	10	手帳の返還	身体障害者手帳	
	11	手帳の返還	療育手帳	
	12	手帳の返還	精神障害者保健福祉手帳	
医療	13	資格喪失届	死亡したことが分かるもの (死亡診断書等の写し)	医療支援課 (2階15番)
	14	被保険者証の返還 限度額証の返還 葬祭費の支給申請	・被保険者証 ・限度額証(お持ちの方) ・印鑑 ・喪主の振込口座がわかるもの ・葬儀の領収書または会葬礼状等	
	15	老人医療証の返還	老人医療証	
	16	子ども医療証の返還	子ども医療証	
	17	重度障害者医療証の返還	重度障害者医療証	
	18	ひとり親家庭医療証の返還	ひとり親家庭医療証	
子ども	19	資格喪失または名義変更等	事前に右記にお問い合わせください	子ども未来室 (1階9番)
農地	20	所有者の変更届	相続登記完了後の登記簿謄本	農業委員会事務局 (6階)

1階



2階



市役所における 死亡届出後の手続きガイド

松原市役所

松原市阿保1丁目1番1号
072-334-1550 (代表)

